巨的

この法律の目的として、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを規定するものとすること。

(第一条関係)

二 所得制限

児童手当 (施設入所等児童に係る部分を除く。)は、 児童を養育している者の所得が、政令で定める額

以上であるときは、支給しないものとすること。 (第五条第一項関係)

三 特例給付

1 当分の間、二により児童手当が支給されない者に対し、 国庫、 都道府県及び市町村の負担等による給

付を行うものとすること。(附則第二条第一項関係)

2 1の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、 一月につき、五千円に受給資格に係る中

学校修了前の児童の数を乗じて得た額とするものとすること。 (附則第二条第二項関係)

四 支給要件に関する暫定措置

平成二十四年四月分及び同年五月分の児童手当については、 二の所得制限は、 適用しないものとするこ

と。(附則第三条関係)

五 検討

1 政府は、 速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の

児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の

廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる

ものとすること。(改正法附則第二条第一項関係)

2 三の特例給付の在り方について、 1の結果に基づき、 必要な措置を講ずるものとすること。 (改正法

附則第二条第二項関係)

六 子ども手当の請求期限の延長

子ども手当の支給及び額の改定に係る請求期限を、平成二十四年九月三十日まで延長するものとするこ

と。 (平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第三条及び第四条関係)

七 経過措置等